グラスハウス利活用事業 特定事業選定について

令和3年4月15日 津山市

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

津山市(以下「本市」という。)は、令和3年3月24日に実施方針を公表した「グラスハウス利活用事業(以下「本事業」という。)」について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき、特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、「グラスハウス利活用事業 実施 方針」の定めに従う。

第2 選定の基準及び評価の方法

1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、 事業期間を通じて、効率的かつ効果的に実施できることを選定基準とした。

2. 評価の方法

本事業のような、RO方式とコンセッション方式を組み合わせた既存公共施設の利活用 事業は、これに類似する過去の実績事例がなく、また現時点で利活用後の用途が特定され ないため、定量的評価を行わず、実現可能性、事業の収益性等を勘案した上で、定性的評 価を行うこととする。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することがで きる。

- 1. グラスハウス及びグリーンヒルズ津山のにぎわい創出及び地域活性化を図ることができる。
- 2. グラスハウスが拠点となり、グリーンヒルズ津山の観光誘客を図ることができる。
- 3. 民間事業者が持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の運営・維持管理に関するノウ ハウを最大限活用することができる。
- 4. 改修設計・改修工事、維持管理・運営を一括して民間事業者に発注することにより、施設の維持管理・運営を見据えた施設整備が可能となり、施設の利便性・機能性の向上が期待できる。
- 5. 公共施設等運営権制度を採用することにより、多様な利用者のニーズに応じたサービス提供を柔軟に行うことなど、自由度の高い施設運営が可能となり、最小の経費で最大の効果を上げることが期待できる。
- 6. 公共施設等運営権の設定後は、修繕や維持管理は民間事業者の負担となるため、本市 の維持管理費用の縮減が期待できる。また、将来的には、民間事業者から公共施設等運 営権対価を得ることも期待される。

第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。

よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。